

用途地域における建築物の高さ等の制限(旭川市)

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域／用途無指定	
建築物の高さ	絶対高さ制限(m) [※]	10		-											
	注:地区計画区域では,建築物の高さの最高限度を定めている場合があります。														
	外壁の後退距離	-													
	注:地区計画区域では,建築物の壁面の位置の制限を定めている場合があります。														
	斜線制限	道路	適用距離(m)	20						20 25 30	20				
			注:指定容積率によって適用距離が異なります。												
		隣地	勾配	1.25						1.5					
			加える高さ(m)	-	20						31				
		北側	勾配	-	1.25						2.5				
			加える高さ(m)	5	-						-				
日影による中高層の建築物の高さ	制限を受ける建築物	軒高>7m 又は 地上階数≥3		建築物高さ>10m				-	建築物高さ>10m	-					
	平均地盤面からの高さ(m)	1.5		4.0				-	4.0	-					
	時間規制	10m≥敷地境界線>5m [※]	3h		4h				-	4h	-				
		敷地境界線>10m [※]	2h		2.5h				-	2.5h	-				
容積率の限度	一般の敷地(%)	60 80	80	200				200 300	400 600 700	200			200 50		
	注:地域によって指定容積率が異なります。詳しくは都市計画課にてご確認ください。														
	敷地前面道路の幅員が12mに満たないとき	上記の割合以下で,かつ 前面道路の幅員(m)×4/10						上記の割合以下で,かつ 前面道路の幅員(m)×6/10							
建ぺい率の限度	一般の敷地(%)	40 50	50	60				80	60	40 60	60 30				
	注:地域によって指定建ぺい率が異なります。詳しくは都市計画課にてご確認ください。														
	緩和	角地 [※]	+10%加算												
		注:道路の接道形態等に条件がありますので,詳しくは建築指導課にご相談ください。													
		防火地域内の耐火建築物等	一般の敷地(%)	+10%加算						制限なし	+10%加算				
			角地	+20%加算						制限なし	+20%加算				
準防火地域内の耐火建築物等 準耐火建築物等	一般の敷地(%)	+10%加算													
	角地	+20%加算													